

【閲覧について】

- 令和7年10月1日以後、電子申請により、免許、許可等を受けた免許局および登録局の免許記録(デジタル化した免許状)等は、「電波利用電子申請」のウェブサイト^{※1}(以下、ウェブサイト)で閲覧できます^{※2}。
- 上記の場合は、既にウェブサイトで免許記録等を閲覧できる状態となっておりますので、別途、閲覧請求を行っていただく必要はございませんが、令和7年10月1日より前に免許、登録をうけている場合は、閲覧請求の手続を行うことで免許記録等を閲覧することができます。

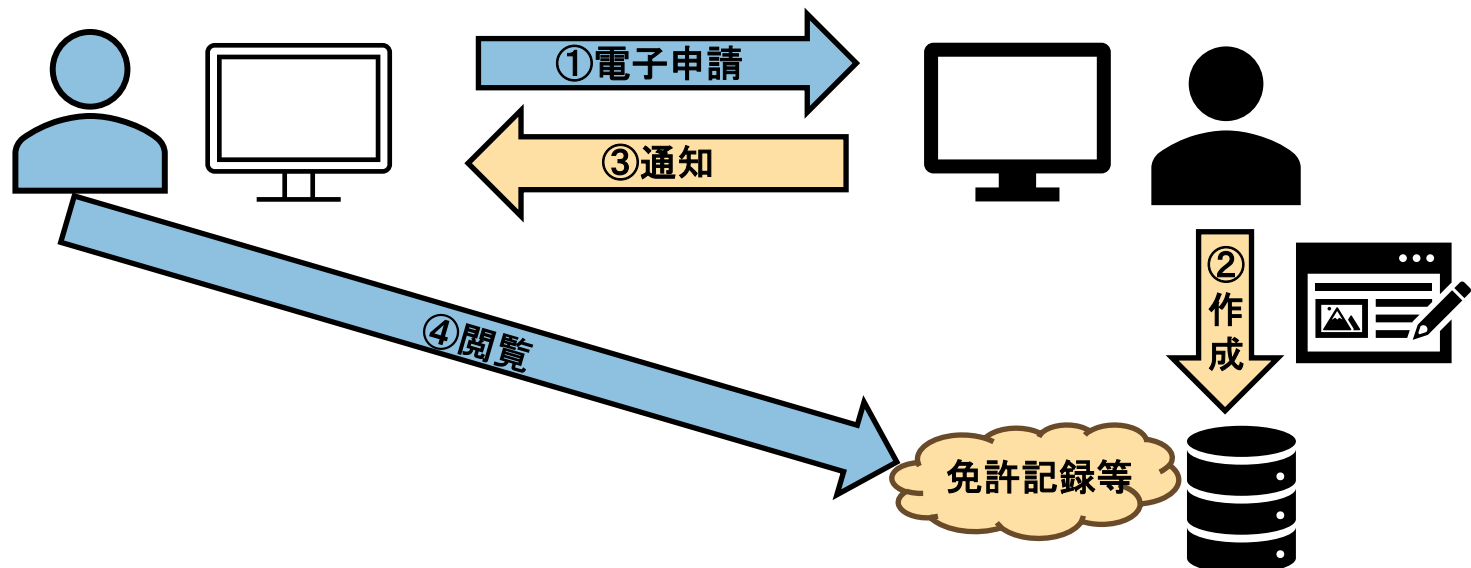
※1 ウェブサイトのアカウント発行にGビズID、マイナンバーカードまたは電子証明書が必要となります。

※2 免許記録等が閲覧できる状態であっても、免許記録等の記載に変更が生じる変更申請を書面申請で行った場合は、免許記録の閲覧ができなくなるため、再度、閲覧請求が必要となります。

【免許記録等の閲覧イメージ】

免許人、代理人等

総務省



【閲覧請求について】

- 令和7年10月1日より前に免許等を受けている場合、免許記録等を閲覧するために、電子申請で閲覧請求の手続を行うことができます※¹。
- 令和7年10月1日以後、書面申請により、免許、許可等を受けた場合も、免許記録等を閲覧するために電子申請で請求いただくことができます※²。手続方法については、[こちら](#)をご覧ください。（請求手数料は無料です。）

※1 現在交付されている免許状等は、記載されている事項が変わらない限りにおいて、そのまま備付け・掲示することができるため、別途、免許記録等の閲覧請求は不要です。

※2 令和7年10月1日以後、書面により申請いただく場合は、原則として、免許事項証明書（ウェブサイトで閲覧できる免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の請求（有料）が必要です。

【免許記録等の閲覧請求イメージ】

免許人、代理人等

総務省

